

我國農村工業の基本問題

——産業組合と農村工業——

穴 戸 壽 雄

一、序 言

農村工業とは何か。農村工業という言葉によつて我が國工業部門中いかなる部門を指すかという事は色々の人が色々の規定を與えていて諸説紛々たる以上、先ずこの概念を明確にせねばならない。廣義に解釋すれば「農村に於いて工業的仕事が営まれる限りすべて農村工業である」と^(註一)地縁的要素のみを重視しても農村工業を規定し得る。又更に廣義に解して農業生産に於ける或過程の機械化をも一種の加工的生産として農村工業に屬せしめる人もある。最も廣義の解釋の場合には小は農民の副業的手工業より大は都市に於ける産業資本家の經營する工場生産をそのまま農村に移して行われる地方分散工場も含まれ、一方に於いては脱穀調整より航空機工場に至るまでが包含される。しかしながら我が國に於いて一般に農村工業なる概念により意味されるものは狹義のもので、特定の農政上の概念により規定されるものである。即ち農林省が昭和九年九月農村更生中央委員會に對して諮問した「農村工業普及發達上採るべき方策」の答申によつて決定された農村工業指導方針は、

「農山漁村經濟組織に最も適合する農村工業たらしむるためにはその經營主體は農山漁村民の協同組織により金融販

賣等を完全になし得る綜合的經濟組織とし……一面に於いては、農村工業の利益を克く、農山漁家に留保せしめ、その經濟の安定を期し云々……」

とあつてその農村工業なる概念の中に本質的な條件を明確に與えている。即ち目的とする所が農村の經濟更生であり、經營主體としては農村の協同組合組織であるという性格が前提條件として農村工業に與えられる。

之を農村工業協會理事増田氏の言を借りて言へば「農村工業とは農民の、農民による、農民のための、工業をいう」といつた「リンカーン」張りの表現となるのである。此の場合「農民の」というのは所有と經營權の所在が農民にあり、「農民による」というのは經營主體と勞働力が農民のものであることを示し「農民のための」というのは農村の共同利益の増進を目的とするものであることを示す。又之をより具體的に又は對立的に言へば「都市資本家が農村に工場を建設するとも農民が營むものでないから農村工業とは謂い得ない」とか、「農村工業より生ずる利益收入は一歩でも農村より外へ出してはならぬ。そのためには農村工業に對する外來資本特に都市資本家の侵入ということを防がねばならぬ」と、農村工業をはつきりと農民のものとして規定し都市資本家の工業と對立させて考えることになる。このことからして農林省の農村工業獎勵金交附對象として選ばれた農村工業が、産業組合經營或いはそれに類似のものに限定されたことは當然のことであつた。

經營規模に關しても農村工業が農村副業の範圍より一歩進んだ形での生産規模及び技術構成を持つことに農村工業化運動の進歩的意義があり、從來の家内手工業的なものでなく、一應の規模を有する工場生産が目論まれた。これは「經營主體を産業組合とすることにより農民の零細なる資本を集合して大工業の經濟力と殆んど同様な活動をなさしめる事」が主眼であつて、單なる農民在來の小規模個人企業的農村工業は考えに入れない。しかし或程度以上の大規模

模工業を最初から目論むのではないことは都市工業と對比しての農村工業という名稱からも察せられることで、當事者

(註七)

としても最初から固定資本の比重が大きい計畫は危險視するのが當然である。又同時に農村工業により目論まれるものが單なる封建的遺制そのままの在來農村副業の再編制でもなく、日本工業の低賃銀を特色とする間屋制工業の強化でもなく、我國資本主義機構の發展により資本主義機構内に引上げられてしまつた農村工業を、再び新しい體制の下に農家の勞働力による生産とそれによる利潤とを農村に取戻そうとする農村工業として確立しようとする所にある。そうである以上都市工業即ち資本家的工業の生産様式を持つものとの競争が一應考えられている。工業自體の問題

として經營規模の大小、技術的構成の段階が決定的であれば、此の場合も農村工業の規模、技術が在來の農村家内手工業的段階でないことは明らかである。又完全な自由勞働者としてではなくとも、農民を勞働者として雇傭しその賃銀を農家經濟の更生に資するということが農村經濟更生策の一部であるためにも、農家の過剩勞働力の消化吸収とい

(註八)

う農村工業の第一目的のためにも一應の規模をもつ工場制生産工業ということに限定される。又農村工業が一應自給自足經濟の獎勵という形で獎勵されたにせよ、貨幣經濟機構中にある農村にとつては副業、或いは兼業による賃銀所

(註九)

得が、現金収入の重要な方法であり、農村工業といえどもその意圖する所は自給自足經濟への復歸でなく農業生産のより商品經濟化への發展であつた。これは産業組合經營による農村工業が流通部面に於ける産業組合の當時の目覺ま

しき發展よりみて、農村工業化が自給自足的工業より流通部面に從屬する工業に於いて最も進展するであらうことは豫期されたことでもあつた。

次に農村工業の本質として原料を農村に求める結果、農村工業が農林水産物のより高度の商品化を目指す農林水産の加工に重點が置かれるのは必然であつた。勿論最初の答申案中の農村工業の範圍として、

農村工業の範圍

(一) 農村經濟更生上直接指導獎勵上對象となり得べき農村工業の範圍を左の如くすること。

(イ) 農林水産又は加工品を原料とする加工生産（冷凍冷蔵乾燥防霉を含む）

(ロ) 農林水産物に非る物を原料とする雜品の製作

(ハ) 器具機械等の簡易なる部分品の製作

とあるのを見ても、より廣範圍な狙いを持つものであつた事が分るが、現實に行われたもの、特に昭和十年以降活潑に進展した農村工業の内容は別表二に見る如く農林水産物の加工を主とし、雜品の製作も少なく機械金屬工業に至つては僅か一%にも満たない。大河内氏の主唱にかかわる科學主義工業というイデオロギーの下に於いて宣傳された機械工業を、工作機械を専門機械化することによつて農村工業とすることの可能性などは、一應大河内氏の經營による理研傘下の農村機械工場にみられたのみで、當初農林省の取り上げる對象とはなり得なかつた。

以上述べたように所謂農村工業なる言葉によつて規定されるものは、經營主體は産業組合又は産業組合的色彩の強い團體であり、相當な規模を有し工場制生産を主流とし、商品生産を目的とした農林水産加工工場であり、その目的とする所は農家經濟の更生であり、又農家の過剩勞働力の農家經濟の壓迫に對する救済を目的とする工業であるとして、これからの論を進めて行きたいと思う。

(註一) 松村勝治郎「農村工業」二六頁

(註二) 増田作太郎「農村工業の特質」農村工業第六卷十號

(註三) 松村勝治郎前掲書三一頁

(註四) 平賀「農村工業と産業組合」農村工業第四卷四號

(註五) 昭和十年九月十七日通牒「農村工業獎勵上注意すべき事項に關する件」

一、農村工業經營主體に關する件

工業主體は原則として既設の數ヶ村又は一郡單位を區域とする産業組合又は産業組合聯合會なること。……云々

(註六) 「大日本産業組合中央會設立趣意書」「産業組合史」二八〇頁

(註七) 前出「農村工業獎勵上注意すべき事項に關する件」の中に、經營規模に關し

農村工業の選定標準中「多額の資金を固定せしめたために農山漁村の産業及經濟に支障を及ぼさざるが如きもの云々」といつている。

(註八) 同右

「農山漁村の餘剩勢力を利用するもの又は過剩人口を消化するものにして農山漁村の主業勞力に影響なき勞力を活用するもの云々。」

(註九) 同右

「農山漁村必需品にして自給するを農山漁村上有利とするもの」云々。

(註一〇) 別表(一)に見る如く農業所得のみでは農家餘剰はマイナスでありそれを補う農業所得中、俸給勞賃収入は八一%を占める。又俸給勞賃収入が現金収入の二三・六%を占めている。

二、問題の提起

以上述べたように、昭和十年頃をその出發點とし農林省、又は三井報恩會等の獎勵、助成によつて設立された所謂新しい意義を持つ農村工業が、その後の社會經濟狀態の變化に對してどんな變貌をとげたか、又かかる變貌は客觀的條件の變化によつて生じたという以上に、農村工業それ自體に主體的な問題として内在していた諸條件によつてもたらされたのではなからうかという問題をここに提起してみたい。

第一の問題として農村工業化運動の主唱者達に常に強調され固守されるのは「農村工業の本質に照應して農村工業は農民やその出身者により經營せらるるもののみであり、且それらの經營主體の工業を行う目的が營利は第二次的で主として勞働報酬の形態をもつて自己の生活費を取得するにある。」^(註一一)という主張である。之に對し問題となるのは農村

工業と雖も工業としては一つの企業であり、採算を無視して經營は成立せず、工場技術そのものが資本制生産に適應して發達したものである故に、それをそのまま産業組合に移行して他の營利的利潤追及型工業と競争する場合にこの經營並びに技術的に生ずる矛盾を如何に解決するであらうかということである。本來資本主義國家の國民經濟は企業を單位とした綜合經濟の形態をとつて構成されていて、その原動力は營利である。昔のように農村の工業生産が自給自足のための生産であればともかく、農村工業が商品生産であり製品が流通市場に現われて營利經濟と密接な關係を有する以上、産業組合的農村工業もそれに適合して、營利觀念に支配された企業的經營にならざるを得ないのでなからうか。工場經營として本質的に資本家的工場經營原則に相反することが困難である時、農村工業と雖もその發展過程に於いて勞働者の賃銀を出來得る限り引下げ、一方買上げる原料の價格をあらゆる方法でもつて引下げようとするによつてのみ、生産費を引下げて他の同業者と競争し得るのではなからうか。事實農村工業の本質を過剰勞力の利用収益化であるといつても、經營の實際に當つては原價計算を行わない、何等資本家的經營と異なる方法を用いるわけがなく、配當の制限とか、生産者への割戻しとかによつてその特質を出そうとするのだが、事實は農村工業自身が餘剩價値の收得と蓄積を行ないつゝ發展するのが通常の形態ではなからうか。

又「農村工業は資本家的工業と對立はしても相別すべきものではなく、かえつて相助け合いつつ共存するものである」^(註一二)というような主張は、農村工業を資本家的營利企業と峻別しようとしても、農村工業自身資本主義經濟機構の中

にある以上、資本家的營利原則を排撃し否定し去ることの出来ないことを示すものであろう。農村へ工業を導入することにより農民の資本家への従屬、農村的淳風美俗の破壊、都會的社會的缺陷の浸潤等々その惡弊を説いて都市工業の地方分散的農村工業を排撃し、農民の淳朴さが失われることを恐れるのであるが、果して此の農民のものとして、農村の淳風にマツチして作られたという農村工業がその發展と共にこのような位置に止まり得たか否か、疑問を挟む餘地がある。事實はその發展と共に、いやその當初より資本主義的生産方法を排撃するものでなく、かえつて農村の中へ迎え入れようとするものではなかつたか。

第二の問題は、この農村工業の資本主義化がただちに我國の農業經濟そのものを資本主義化せしめる契機となつたとは斷定し難いのではないか。土地改革以前の半封建的土地所有關係の下に於いては、その當時の貧農・小作人達の經濟的危機をこの農村工業化運動によりいくらかは救済することを得たとしても、それは高率小作料給源の確保の手段であり、地主の地位をより安固たらしめたに過ぎないのではないか。特に「農山漁村の主業勞力に影響なき勞力を活用するもの」と限定してあくまで農民を農村と土地に結びつけたままで、農民の勞力を利用しようとする形のこの農村工業化は、從來のままの土地所有關係の維持強化であり、副業的手工業に消化されていた農村勞働力の低賃銀の存続であると考えられる。このような見方からすれば「副業獎勵農村工業化運動」の本質とその限界がここに見られる感がする。又我國に於ける産業組合の地主的性格、信用組合的基調をそのままにして、産業組合を主體とせる農村工業化が押進められ、産業組合の尨大な餘裕金が事業資金として流出する時、所謂新らしき型の農村工業が恐らくはそのまま勤勞農民に利用されず、勤勞農民の經濟更生に役立たないで發展したであらうことは想像に難くない。

又同時にこの農村工業が農民の側に立ち得ないで發展し、一方農村工業そのものは高度の資本主義的生産方法を取

入れたにかかわらず、他方農業生産は我國の遅れた生産方式のままに停滯していたために、一旦は農民の手へ取戻したかに見えた農村工業が再び資本主義經濟機構の中での本來の道を歩み、農業と工業の分離の傾向を農村に立地しながらもかえつて深めてゆくのではないかということが考えられる。

第三に問題となるのは、農村經濟更生のために、農村の過剰勞力消化策として出發した農村工業が、昭和十二年日華事變の勃發と共にその性格の上に著しい變化をとげたことである。すなわち事變の勃發によつて農產物價格の騰貴と、軍需産業へ動員された工員達の手によつて農家に還流される現金とが著しい農村インフレを實現したことで、應召徴用による農村子弟の勞働力の動員により傳統的な過剰勞力問題が急激に解消し、かえつて農村主勞力にさへ不足を感ずるようになったことは、農村工業に設立當時とは異なつた目的を賦與せしめるに至つた。かかる社會的經濟的條件の變化に對處して、産業組合を主體とせる農村工業も必然的に新しい國土計畫的地方分散工場に變貌せざるを得なかつた。このような客觀的情勢の變化に伴つて、農林省の昭和十二年度を最高とした農村工業獎勵交附金も昭和十四年をもつて打切られるにいたり、商工省の地方工場整備へと重點が移されていつた。國民經濟が戰時經濟へ編成替され物動計畫が強化された結果、物資面、勞働力面における強い制限が農村工業に加えられるにいたつたため農村工業特に農林水產物加工部門は苦難の道を歩まざるを得なくなつた。このような場合に農村工業はどんな形の編成替を行なつたか、また「客觀的情勢の變化がその好むと好まざるとに拘らず農村工業を衰退せしむるに至つた。」^(註一四)とき、衰退せずして存続し繁榮して行つた農村工業はどのような本質的な變化を遂げ、組織を適應させて行つたであらうか、ということが問題とされる。

また人的構成の問題としては、經營主體が産業組合であるという事を強調する場合、經營者は組合員全員であつて

その中に資本家的工業經營組織にあるような企業者と労働者という、從屬的雇傭關係がないことを理想とするのであるが、所謂農村工業が發展して行く場合、工場經營の本質として、即ち分業と協業の成立する條件として必然的に組合員は恰も労働者の如くなり、或いは組合の經營はその組合の代表者たる専務理事その他の特定の役員により運營され、組合員はこれが指揮命令の下に勞力を提供するという形をとるのではあるまいか。もつと極端になれば産業組合が組合員外から勞賃を支拂つて労働者を雇傭し工場を經營するようになり、英國に於ける協同組合工場に於ける勞働爭議のように、組合と労働者との間に、或いは組合と組合員の間に搾取關係が成立してしまうのであらう。我國の組合製絲の場合のように女工を雇い入れて行なうに至つては、そこには何等資本家經營の製絲と人的構成の面では本質的に異なるものがない。

このような問題を昭和十年以後現在までの各地農村工業の發展過程、とくに私の見聞せる二三の事例に即して説明して行きたいと思う。

(註一一) 松村勝治郎「農村工業」一二九頁。

(註一二) 増田作太郎「農村工業の特質」農村工業第六卷十號。

(註一三) 前出註八を見よ。

(註一四) 齊藤榮一「農村工業史」農村工業第八卷十二號。

三、我が國農村工業の發展過程

以上述べたような問題のうち第一の課題、すなわち産業組合を經營主體とした農村工業が營利を第二義的なものとして所謂産業組合の理想を發揮して資本家的工業と相反する道、すなわち經濟組織の社會化——所謂生産協同組合の

本義への道を取ることが可能であつたかどうかという問題については、カウツキーが明快に指摘している法則が我國についても妥當するといわざるをえない。所謂生産協同組合は資本主義の社會では生産的協同組合が繁榮するに従つて、遅かれ早かれ協同組合員が賃銀労働者すなわち生産手段の所有に何等與える所ない、そして協同組合員たちによりて搾取されるプロレタリアを使用する一定時期が来る。従つてもしもそれが繁榮し従つて擴大されるならば一つの資本主義的企業となる傾向を内在する」という言葉と「かかる種類の農業の生産的協同組合は資本主義への過渡的段階であつて決して社會主義へのそれではない」という言葉が我國において字義通りに遂行された。設立當初に於ける指導精神は産業組合精神を基調としても、その發展し繁榮する過程は資本主義化への道であり、その行きつく所は他の資本主義的工業への同化であつた。もしこのような資本主義化への契機を失いこのような矛盾のままに内在せしめて置くならば、一國の經濟機構そのものが變化しない限りその農村工業は沈滞し他の資本家的工業に壓迫せられ滅亡する以外の道はないと考えられる。

このような農村工業の本質的矛盾の内在にも拘らず、農林省の農村工業獎勵策に對應して、色々と宣傳的な優秀工場實例が文獻中に散見しているが、所謂理想型農村工業、産業組合精神の理想化された形で農村工業の一例として、石戸トマトクリーム販賣組合の加工事業を取上げてみよう。此の工場は埼玉縣北足立郡石戸村にあつて、石戸村を中心とせるトマト栽培農家により設立されたものである。この組合は昭和二年輸出トマト種子の採種計畫を契機として採種の際の廢物としての果汁、果肉を利用するためにトマトクリーム加工を始めたもので、その設立動機といひ設立年次といひ所謂農林省補助金目當の出來星工場とは始めからやや異なつてゐる。此の組合の特徴として強調される所は此の組合が名稱にも拘らずトマトクリームの加工販賣よりトマトを生果でいかに値よく出荷するかという事を

主眼としている事である。トマトの加工利潤よりも生果の販賣價格を一定價（昭和十年現在一貫匁十錢）に維持することによつて得られる利益が組合員の農業經營を有利とする事に目的があつた。すなわち市價が一貫目十錢以下になれば生果出荷はやめてトマト、クリーム加工工場に送り、市價の回復するのを待つのである。このような方法によつて貯藏のきかない農産物の過剰生産を防ぎ有利に販賣しようとする考え方は他にもよく見られる。そのため農民にとつて工場經營は従であつて生果販賣の條件をよくすることが主とされた。その結果加工工場の經營計算のときはあえて意に介しないことになつた。かくて原價計算にても設備の償却費を見込まないし、配當も行なつたことがないという一見工場經營と思えない形をとり、しかも七年間に約五千圓の赤字を出すという始末である。「組合は赤字でも組合員は黒字である。」という工場經營者の自信ある言葉も、農業經營に主眼をおき工業經營を輕視している點にあるのであろう。しかし此の考えを押し進めて行く場合には工場自體として工場經營が成立せず、「農村工業が最後まで農業を離れ得ず農業と工業とが併存することにより兩者にとつての生存が容易且つ有利になり得る世界にのみ認められる」といつたような農村工業の限界がある。もし此のトマト加工の技術に進歩があれば、機械の償却も見込まない狀態では技術的に他の罐詰工場に追隨する事が困難であり、他に競争者が出現して合理的な經營方式で對抗したならば此の農村工業も停滯し崩壊し去らねばならない。また一方かかる停滯的な農業より分離されない形態のうちにかえつて農村工業の意義があると稱え、最後まで發展しない形での小規模經營農村工業を主張する人もある。しかし前にも述べたように、農林省の獎勵對象となつた農村工業にはより進歩的な意義を與えようとしたものであり、工場自體の堅實な發展を企圖していた。實際に農林省獎勵交附金對象の農村工業が逐次大規模化していることは別表Ⅲに見られるように、昭和十年では事業費一萬五千圓以下が九四・二％と殆んど大部分を占めていたにも拘らず昭和十二年には六八・八％と

減少しているし、奨励金交附額の一工場當り平均も急激に増加している（別表四）ことや別表四に見る如く經營主體の範圍が單一産業組合より町村聯合會、郡聯合會、府縣聯合會へと擴大していることをみても、農村工業の經營を合理化し健全なる經營を行なうために大規模化していつた事が分る。また奨励金の交附も新設のみでなく増設及び規模の擴大にも向けられ、小規模經營にて失敗したものを規模擴大によつて經營を健全ならしめようとしている（註一八ノA）。また農林省側の意向の中にも「尙農村工業の原料の蒐集、勞力の供給、資金の調達を容易ならしめると共に事業の危險性の分散をも可能ならしむるためには更らに經營主體を擴大強化し經營區域をも之に應じて擴張することが必要である」（註一九）と述べている。

また一方此等の農村工業の本質と工業自體として發展する場合のコースとの矛盾を是認して、之を政治的な方法、經濟外的條件で解決しようとする論者は（註二〇）産業組合經營の農村工業は營利を目的とせず、採算の合わない時も生産者價格を市場より高價に維持すべく原料買入を行うべきで、それによる損失は政府に於いて損失補償をなすべし。』というのである。このような論議が民間の聲としてのみならず農林省の多種多様の補助金政策の一部として農林省においても取上げられ考えられたことは、當初の理想的農村工業實現の官側の努力としても當然であつた。しかし農村工業に對する國庫補助の目的は、大體が建設費、設備費の二分の一を助成し（事實上は約四〇％位になつてゐる）（別表四）國家の企業意圖に副つた經營母體に無償資本を固定資本として與えてその事業を創始可能ならしめるといふ點であつて、非合理的經營の損失補償を毎年行なうというのではなかつた筈である。しかし實際は赤字補填の形で、又は事業費補助の形で毎年農村工業に補助金が交附されることが繼續し、或いは補助金が固定化し恒常化して、貰う方では一種の特權のように考へている傾向になつたのもある。例えばかかる農村工業では困ると秋田縣の副業主任官から苦情が（註二一）

出ていることからみても、農村工業に對する政府の援助も一部には批判なしに、畫一的總花式に續けられたものもあつたようである。

しがしこのような方式によつて農村工業が維持されるものでなく、工業自體の立場からしても補助金を與えたからといつてその工業が成立するといふ事は少なく、個々の企業として生産費販路等の經濟的諸條件が具備すれば、即ち立地上有利ならば補助金等なくとも農村工業は容易に發展し得るし、如何に補助金を與えてもこのような經濟的諸條件の具備しない農村工業は永く維持することは困難である。かゝつて無批判な補助金は立地上不利な點へ無謀な工場設備を行なわせることとなり、補助金を無意味に亂費させるばかりでなく、農民の反感を呼び逆效果さえ起させる事がある。事實國庫補助金というものは永遠に繼續されるものでなく限界がある。特に農村經濟更生策としての農村工業獎勵金は農村の好景氣來と共に、十二年を頂點として減額せられ、重點は農村工業の技術向上問題へ移行してしまつた。このような補助金目當の農村工業が設立僅か一年で閉店休業の形で生産を中止した例もあるし、(註二二)また福島縣K町ホームスパン共同設備工場(註二三)の如きその惡例の一つであると思う。K町ホームスパン工場は經濟更生運動の一つとして宣傳された緬羊飼育に呼應して、K町近邊の緬羊飼育農家を引當てにして設立されたものである。但しこれは前のトマト加工工場の例と異なり飼育者達の意志によつて設立されたわけではなく、K町産業組合の一つの事業として計畫されたもので設備費その他に一萬六千圓を投じ、その事業計畫として年間能力毛織物仕上機三千反、梳毛機利用三千五百キロ、染色器具利用千五百キロという程度の規模を持つていた。それにも拘らず實績は仕上機千五百反、梳毛機千四百キロ、染色器具利用に至つては殆んど皆無という實績であつては事業計畫が誤つてゐるのは勿論であるが、この農村工業が單なる企業欲にかられて、又補助金を得んがための産業組合主腦部の名利欲の對象になつたものといえ

よう。このような事業に對しては農民側の反感は強く、農村工業そのものに對する惡先入觀さえ與える。

このような補助金依存の農村工業が弱體であり、又農業生産より分離し得ない停滯性を持つが、之等の矛盾を解決し因循性を打破して繁榮した農村工業はどのようであつたらうか。一例として、神奈川縣足柄上郡に於けるミカン罐詰工場の事例を見たい。(註二四)この工場は足柄上郡一圓の産業組合聯合會の經營によるもので、最初は足柄上郡に於けるミ

カンが罐詰用ミカンとして横濱邊りの食品會社に買付けられる場合に相當買叩かれたため、その對抗策として生産者自身加工まで乗出そうとして設立されたものである。その設立の意義は石戸マトクリーム加工組合の場合と同じようにミカン生果の市價維持にあつた。但しトマトの場合と異なり輸出品としてのミカン罐詰は重要な意義をもち、罐詰加工業者も競争相手として非常に多く、ミカン罐詰がトマトクリームに比し商品としての地位が高い故もあつて、ミカン販賣が主で罐詰工場は従であるという風な經營をなし得なかつた事是否み難いであらう。此の工場は昭和九年補助費總額六千圓經營主體負擔總額八、三九〇圓で設立され、昭和十年年度收支計算に見られるように、損失補填準備金と剩餘金の合計のみで三、九九四圓といふのは相當農村工業としては好成績である。之に對して本來の趣旨よりすれば、此の剩餘金の處分に對し出資者（ミカン生産者）及び工場當事者に對して相應の報酬があると考えられる。しかるにその處分の結果は

科 目		金 額	備 考
準 備 金		四九〇・〇〇	剩餘金の三三%
配 當 金		一九六・〇〇	出資金に對し二%
役員報酬		一七〇・〇〇	役員 十二名
翌年度繰越		六三七・九六	

というのであつて、利益處分に當り從業員を無視し、出資配當を減少し、役員報酬をつめ、出荷主への割戻しを行わない等全部をつめて積立に集中するといつたような農村工業の本質と反することを行つてゐる。企業會社ですら其利益處分に當り農村への拂戻、從業員特別賞與、經營者報酬等の實行が事業進行上有利なりと認められてゐる時に、農民のためにつくし營利を事とせざる筈の農村工業に於いて利益金の大部分を積立金として資本の蓄積の形へ進んで行こうとする事は、産業組合の理事達の工場内容の充實及び經營の安定化のための努力のあらわれと考えられるが、このような傾向こそ、農民のための、農民によるといふ理想をかかげながらも資本家的經營の道を通るより外なき農村工業に内在する矛盾を露呈したものといえよう。この工場が戰時中軍の罐詰を請負い完全な資本家的工場となつて經營せられ、戰後の經營に於いても農業會直營工場といひながら農民と遊離してしまひ、經營上生産品目中ミカン加工の占める部分が少なくなり一食品工場としての資本家的工場への發展の道を辿りつつあることも當然の歸結として考へ得ることである。(別表七参照)

このような例―生産協同組合としての理想の下に出發した農村工業もその繁榮の過程としては資本主義生産への道をとる―以上に、形は産業組合經營農村工業の形を取りつつも當初より資本家的工場様式に迎合し、資本家的工業に從屬して出發したものもある。その一例として福島縣K町の櫻桃罐詰加工工場を述べてみよう。之はK町産業組合が農村工業化熱に乗つて、昭和十一年農林省補助金を足場として櫻桃の罐詰加工を思い立つたものである。建設費一萬八千圓中國庫補助一萬圓という高比率の無償資本の存在は工場設立を容易ならしめるもの故、加工工業に乘氣になつたのも當然である。この工場の經營が如何なる道を辿つたかというに、罐詰工業として當時優秀な技術を持つていた

横濱のY食品會社が此の工場の經營上及び技術的指導は勿論、流動資本まで會社が支出して製品も全て會社で引受けるという條件で發足している。此のためその當時の農村罐詰工場の急増による生産過剰からの販路開拓の困難とか、その他の農村工業に於いて見られたような經營上の困難は全然なく經營成績も良好で確實な工場經營を續けた。この場合に産業組合經營であるという特色は殆んど認められずY食品會社の分工場と何等變る所がない。勿論契約上は條件さえよければどの會社に製品を販賣しても差支えないことにはなつてゐるが、製品そのものがY會社獨特の技術によるもののため他に仕向先を求むることが困難である。このような形式上のみ産業組合經營でも農林省の意圖する新しい形の農村工業といえるであらうか。勿論この工場に雇傭されることによる賃銀收入の農家に及ぼす好影響、櫻桃生産者に對する運搬距離の短縮等この農村工業設立による農家經濟の向上はあるであらうが、農林省が果してY食品分工場設立に對して一萬圓を投じた事にどれだけの意義を見出すべきであらうか。恐らくはこの事實を簡單に言えば、農林省がY食品會社にだまされたことになるのであらう。又K町産業組合理事達が櫻桃の加工を思い立つた時最も確實にして最善可能の方法として選んだ方法がこのよう資本家的工業への從屬であつたという事實は、農村工業の發展過程の必然的方向を示すものともいえよう。又より著しい例としては神奈川縣Oミカン罐詰工場の例がある。この工場も前述のミカン工場と同じく足柄下郡の産業組合聯合會の經營によるもので、農村工業獎勵金四萬圓出資額四萬二百圓という資金で昭和十二年湯河原と大窪と二ヶ所に同じ程度の規模のものが設立された。組合員のミカン生産はこれだけの設備が必要な筈はなかつたが、設立當時組合員の中で工場設置箇所の爭奪がありやむを得ず二ヶ所に分割して設立された。この工場經營が過大にすぎて經營が困難になるであらうことは容易に想像される。この際工場が經營を合理化するためにとつた手段は昭和十六年湯河原工場を五萬八千圓にて日本マルベリー工場に賣拂い、工場

設備を大嘗に移してより經營を集中し、此の工場賣却金を運轉資金に廻すことによつて一躍經營を確實にしたのであつた。國庫補助金により設立された工場は十年間は賣買を禁じられていたのであるが、いかなる手段によつたかは分らないが、この非常手段を強行することにより工場經營を合理化し得たのであつた。ここでも農林省はだまされた形であらう。補助金があるために非合理的な工場經營が始められたものを、このような形で解決したことに私は産業組合經營の農村工業といえども資本主義經濟機構の中では合理的經營への必然的な過程を取らざるを得ない事實を讀みとるのである。

以上非營利的産業組合經營という事と、農村工業の工業たる本質の矛盾を克服するためには資本主義機構への融合が避け難い事を示した。次に農家經濟の更生、農村過剩勞働力の消化を第一目的としたはずの農村工業が事變の進展と共にその第一目的を失つて來た場合、どのような變貌をとげたであろうかを検討してみたい。戰時中産業組合自體が農業會へと「發展的解消」を行い、農村工業も亦必然的に戰時的色彩濃厚になつたことは否めない。特に食料品工業を主流とした農村工業は物動計畫による資材と副材料の入手難のため昔のままの形では經營困難に陥つたが、他方發展的契機を持ち既に一應の工場生産として他と競争し得る立場にあつたものは、軍への便乗により却つて繁榮の道を辿り得た。長野縣農業會の如く積極的な農村工業の組織化に成功し、軍と結んで陸軍衣糧廠長野支所の如き體制を整え得た所では、今までの農村工業として地方の特色を持つた食料品工場を、軍の仕事を下請する地方工場へと變化せしめた。初め朝鮮人蔘の加工場として上田市、小縣郡を中心とした藥用人蔘組合協會を經營主體として發足した丸子工場の如きは、陸軍衣糧廠よりの委託事業たる牛肉罐詰加工を最大の仕事として戰時中發展した。此の場合産業組合の理想でもあり、一つの制限でもある所の「組合員の生産したる物に加工し……」……これに加工し又は生産し

て組合員に賣却すること」(註二六)

に於いて加工せられて陸軍の倉庫に入れられたのであつて、完全に組合員たる農業者より分離し遊離した形での工場生産となつていた。又逆に戦時中の勞働力の不足には、學徒勤勞動員として附近農家の農繁期のよき補助勞働力であつた學徒を引抜いてまでも農村工業へ投ずるに至つた。(註二七)勿論このような經營方式によれば他の農村工業において問題となつたような經營困難、收支相償われないといった事はなく、工場は擴張され設備は改善され農村工業としては異例の大工場となつた。(註二八)

同じ例が丸子第二工場たる兎毛皮工場にもみられる。兎毛皮は長野縣の名産であり、優秀品として折紙つきのものである。集荷のためには各農戸に二羽、三羽と散在しているものを組織的な農業會を通じて行ない、その集荷されたものを農業會の手で加工販賣するということは農村工業のありふれた形態であり、最も生産者と密接な利害關係を持つ事業と考えられる。この農村工業も戦時中兎毛皮の需要が急増し、軍需品とじてその生産は極度に重要視された。丸子工場も亦生産力を上昇させ設備も擴大した。この繁榮の過程が次第に農村工業本來の道と稱せられるものから逸脱するのは必然的であつて、兎毛皮の加工のみでは季節的で繁閑の差が大きいため、軍の委託により蒙古犬皮の加工を始めた。蒙古犬が長野に産せられる筈がないのであつて、そのストツク品の加工作業が現在もなお工場作業中兎毛皮加工と同じ程度を占めているという事實が此の長野縣農業會直營工場の性質をはつきり示していると思う。その上なおこの工場は手を擴げて皮革工場を分工場として終戦後設立し、皮革原料は割當によつて配給して貰つて鞣皮工業にまで進出せんとしているのであつて、このような工場經營形態は完全な資本家的企業形態と何等變る所がない。

このような例によつて分るように、資本家的企業への發展、契機を内在する農村工業は戦時經濟という客觀的狀勢變

化農民經濟の向上、農村勞働力の缺乏という諸條件の變化から農民よりの遊離を促進され、本來の意義をより早く喪失した。昭和十四年を最後としての獎勵金の打切り、國土計畫的地方工場への重點の移行等により自立を餘儀なくせられた農村工業がそれ自身として變貌をとげたことは前述の通りであるが、それと共に農村工業の推進力であつた農林省その他に於いてさえも産業組合を經營主體にという第一原則を放棄するに至つてゐる。(註二九)即ち産業組合自體が變貌をとげるか、或いはその他の經營形態をして農村工業に入れるかの道を選ぶ外なくなつたのである。

長野縣農業會の如く、戰時中蓄積された資本によつて岐阜縣に炭山を持ち、新潟縣に製鹽所を設立するといつた風にその勢力は他府縣に及び長野縣農コンチュールと呼ばれるに至つては、産業組合、農業會の變貌の極端な例であらう。しかしこのような産業組合自身獨占資本家的特質を備えるに至つたという事實は、一方からいへば我國産業組合の信用組合的性格のしからしむる所で、産業組合時代の動きとしても、産業組合の餘裕金問題として産業組合の積極的企業參加が問題となつていたことからも分るのである。(註三〇)このように産業組合自身變貌をとげようとする動きと逆

に、所謂産業組合意識強く農村工業經營に當る場合にはかえつて種々の困難に遭遇しなければならなかつた。組合員の生産する原料の加工を」という制限のために前に述べたK町の櫻桃罐詰工場では同じ縣内の三陸地方の魚が、わざわざ静岡に送られて罐詰されてゐるのを見ながら魚が組合員の生産物でないがために自分の所で魚の罐詰を行ひ得ないという窮屈さもあり、經營を理想的な合議制の下に運營しようとするために機敏性、積極性を失ない、或いは逆に産業組合理事達の官僚獨善的な事勿れ主義の經營が、經營を沈滞せしめ固着せしめたりすることになつてゐた。

次の問題として、このような農村工業が窮乏農民に對しどのような意義を持つたか、ということに對しては、單に産業組合を牛耳る地主勢力の地位の強化に役立つたのではないかという疑問が提起される。この點については前に述べ

たような産業組合理事達の名聲怒的な動きとか、信用組合的性格のために農村工業が農民の側より離れようとする傾向があるとか間接的な判断材料はあるが、資料には乏しい。直接的農村工業の農民に對する好影響の例として熊本縣の澱粉工場の設立が甘藷價格を八十錢より一圓に騰貴せしめたとか、^(註三二)滋賀縣のグリーンピース罐詰工場が附近農家の經營を一變して好轉せしめたとか色々述べられているが、かかる表面的現象にとどまらず實際土地所有關係にいかなる影響を及ぼしたかを明らかにするような分析は殆んど行われていない。この點についてあまり適當な例とはいえないが、山形縣置賜郡〇村の例を述べてみよう。^(註三三)昭和十二年この村における日本電興の工場建設がいかに農業に影響したかというに、この場合勞力を工場に吸収されることにより耕地の零細化は生じても農業放棄は殆んどなかつたということである。此の村は今までも農家の七、八割が兼業農家であつて、この兼業農家が職工農家に變じたに過ぎず、此の工場勞働者による賃銀と農産物騰貴による収入増は、今までの借金返済にあてられてしまい、まだ農業經營への資本投下という形になつてあらわれていない。このように農業への資本投下の行われ得ないことは百刳に二俵という大體收穫高の五割程度という高率小作料の存在の事實からも推測出来るのである。しかもその小作料がこの工場建設によつて引下げられた例もなく、引下げられる機運もないし、勞力不足であるにも拘らず小作地の返還も行われず、ただ勞働強化により土地に結びつけられたままの勞働者を造出した事實は、我國農村工業の本質的なものといえないであらうか。實際此の地方への工場建設は農家經濟を潤したのであるが、最も潤つた人は、このような工場設置がなければおそらく貸倒れになつたであろうところの債權をもつていた債權者達と、工場設置により急騰した土地所有者^(註三三)ではないだらうか。

これ等種々の問題を通約して言えることは、産業組合精神に忠ならんと欲すれば農村工業に孝ならずという矛盾

を、實際上には産業組合精神を歪曲することにより、農村工業の工業たるの本質に徹する事によつて一應解決して來たことである。その所謂客觀的狀勢が之を早めたのであつたが、そのよつて來る所は根本的な矛盾にあつたと思う。

(註一五) 産業組合法第一條 本法に於いて産業組合とは組合員の産業又は經濟の發達を企圖するため……云々

農業協同組合法第六條 協同組合はその行ふ事業によつて組合員に最大の奉仕をする事を目的とし營利を目的として事業を行つてはならない。

(註一六) カウツキ「農業經濟學」第十章四二〇頁 向坂逸郎譯中央公論社版

(註一七) 齊藤重「農産加工の活路」農村更生時報第二卷五號參照

(註一八) 小田蘭貞譯「農村工業とその限界」農村工業第九卷七號

(註一九) 附表四(脚註)及び附表四の工場擴充數參照

(註二〇) 「昭和十年度に於ける農村工業獎勵施設の實績と獎勵上の今後の問題」農務時報第九六號

(註二一) 尾山三郎「農村工業とその使命」農村更生第三卷六號

(註二二) 森友政勝「獎勵金交付に對する批判」農村工業第九卷四號

(註二三) 齊藤重「農村工業史」(十九) 農村工業第八卷四號より

「しかし昭和十年度に設置せられた百八十九ヶ所の中には不良なるものもあつた。その數は相當に上り中には事業開始以來數ヶ月にして閉店休業の狀態に陥つたものもある。」

(註二四) 齊藤重「農村工業經營二三の事例」農村工業第四卷十二號參照

(註二五) 濱口文二「神奈川縣足柄上郡加組合利益處分に關する批判」農村工業第四卷二號、同「山北蜜柑加工販賣組合設立經過」農村工業第二卷六號參照。

(註二六) 前出註二三、農村工業第四卷八號參照

(註二七) 産業組合法第一條二、三項

(註二八) 戰時中工員三〇〇名の中一〇〇名は學徒動員であつた。

(註二九) 戰時中味噌工場が新設されボイラーが増設され、製粉裝置その他設備が増強された。

我國農村工業の基本問題

(註二九) 農村工業の振起擴充に關する請願—昭和十六年三月農村工業事務打合協議會決議—

「……事態の進展に伴ひ國內經濟の統制強化に従ひ或ひは原料の供給或は資材の配給等の不調滑により事業經營の轉換を餘儀なくせられつつあり……」

政府は速かに左記事項を急施……

四、非常時局に對處するため農村工業の經營主體は從來の産業組合のみとせず、廣く他に適當なる産業團體をして經營に當らしむること……」云々

(註三〇) 「産業組合年鑑」昭和十二年版七〇頁に

昭和十一年五月の組合金融懇談會の席上に産業組合の企業參加として、中金及び信聯の組合關係の企業に參加し投資するの道を開けと言つてゐるし、事實金融聯はゴム靴工業へ手を延し肥料對策として滿洲化學に對する投資等相當積極的な動きを示した。

(註三一) 前出註二〇參照

(註三二) 廣瀬可一「東北農村工業化の一例」農村工業第九卷十二號參照

(註三三) 土地價格は、實際に賣買された例は少ないが非常に急騰してゐるといつてゐる。別表四參照。

四、農村工業の現状と將來

以上述べたような觀點から、我國農村工業が戦後の經濟諸條件の變化、即ち所謂客觀狀勢の再變化に對してどのような形をとり又どのような發展を示すであらうかといふことを、二三の事例について私見を述べてみたい。

戦時中一應の戦時體制に再組織され統合された農村工業は、その當初の目的であつた農村過剩勞働力の消化という意義を失ひ、かえつて勞働力不足が農村工業の基盤を搖がしえた。しかるに戦後の復員者、引揚者、戦時中の疎

(註三四)

開者の都市復歸の困難は農村に異常の人口増加をもたらした。農村は再び昔のように、都市に於ける失業者の救済の役割を押し付けられた形である。このような潜在失業者の溢出は再び農村工業の勞働力吸收の意義が表面化し、農家の

二三男問題と農家耕作地の零細化傾向促進の現實とは、昭和十年頃と同じ形で農村工業化問題となつた。このことは農林省の新らしい農村工業振興方策要綱にも強くあらわされている。^(註三五)

これに反して、同じように農村工業の目的として主張された農家經濟の更生は、戰時中のインフレと戦後の急激なヤミ農産物物價の上昇により農家經濟に於ける副業、兼業所得の地位が低められ、農村工業従事者の勞賃による家計補助というような事實は殆んどなくなつて、昭和十年頃の農村工業の意義とは大いに異なつたものとなつたと思われる。このような條件の變化が農村工業の目的を「豫想せらるる恐慌の對策、農村文化の向上等」^(註三六)と從來の消極的自衛

手段としてよりも、積極的な農村經濟向上策としたものと思える。その表われの一つとして、從來の根本方針であつた協同組合組織のもののみをその對象とするという立場をやや離れて、實情に即して、個人經營、會社經營も認めることになつてゐる。^(註三七)しかも從來の農村工業振興の主體であつた農林省の地位はすつと後退し、今まで單に受動的立場にあつた農民の側より自主的推進され來つた現狀に注意を拂わねばならない。現狀の農村工業の急激な増加と農民側の強い意欲とはどのような意味を持つのであろうか。

從來の農村工業のうち戰時中存続し發展したものは、前に述べたように一應の資本制生産の形態に發展し編成替され、その技術的、經營的基礎も十分であり、他の同業者との競争裡において充分な角逐力を有している。長野縣農業會工場の例を見ても、戰時中擴張し軍の仕事を負つたための原料資材のストック、ならびに戰時中蓄積された資本とは獨立經營の可能性を與え、今時の農業會解體に際しては分離して營利的な企業體として發足して行きたい希望を持つてゐるのも當然の歸結といえよう。

それに反して戰後新らしく雨後の筍の如く亂立せる農村工業は、現在の變則的經濟狀態に便乗しようとして一時的

な企業欲から出たもので過小規模の工場である。山梨縣南都留郡忍野村の如き、戦時中には一ヶ所もなかつた製材所が二ヶ年間に十二ヶ所（勿論モーター一臺と工員二名位の小規模なもの）も現われた。農業會經營の工場の調査例をみて、別表Ⅲの如く製粉精米の極端な零細工場が大部分である。このような農村工業が普遍的ではあるがこれが今後の農村工業の本來の姿ではなく、戦後の農村インフレによる農民の企業慾、又は都市資本家の農村景氣利用の便乗主義の現われであり、戦後特有の小馬力モーターによる自給的傾向の工業であると考えてよい。このような工業の發展性に期待することは出來ず、既に過少規模のための弱點を示し始めている。

そこでこのような過少規模のものは一應除外して、より大規模で協同組合組織による農村工業の現状を取り上げて、戦後の特質を窺い、併せてその農村工業の本質の表われ方を検討してみたい。

その特異な例として長野縣S町のC農村時計工場を取れば、この工場は更級植科二郡四十四の農業會を根幹として七千農家の出資により、生産協同組合として出發したものである。設立趣旨は「全國有数の耕地狭小人口稠密の地に於ける過剰人口解決策」であるという看板はかかっているが、動機は、全國農業會直營工場の埼玉縣の農村時計工場を親工場として持つこと、長野縣農業會の積極的な援助（出資額二百萬圓）という條件がそろうたからであると思う。この工場は組合員よりの出資額は三百萬圓であり、農業會の出資額と合せて五百萬圓という相當な規模を有するもので、四〇〇坪餘の工場一三〇名の工員といえ、農村工業としては異例の大規模であらう。長野コンチネルといわれる農業會をバックに持つこと、實際經營者として前S町町長であり、會社の重役を兼ねている組合長を持つこの協同組合は、農村時計というのは看板だけで、所謂農村業的色彩は皆無である。此の工場の労働者は一應組合員の子弟であるというものの、企業家對労働者という對立意識は他の工場と變ることなく、既に二回の労働爭議を起してい

る。協同組合とはいえ人的構成がこのような形態をとるということは、規模擴大と共に必然的となる。も早協同組合というのは名儀のみで實質は完全な營利企業の株式會社であり、組合長自身、現在の形のまま農林省の管轄下にとどまるより商工省管下に入る方が金融面、資材面よりみて妥當であり經營も樂になるであらうと考えて、株式會社への轉換を企畫している。このような形態こそ、農産物加工でなく機械加工である時計工業に於いては當然取らざるを得ないことであつて、企業經驗のある組合長が最初より協同組合組織を放棄しようとしていることは賢明とさえ考えられる。

之と同時に、戦後農村工業の特色は都市資本が農村へ觸手を伸したことである。今までの理研的農村進出、即ち都市工業の地方進出が農村勞働力を目指しての指向であつたに拘らず、戦後の都市工業の進出の指向對象は、第一義的には農村インフレによる農村資本の吸収である。また都市工業の徹底的填滅と食糧事情の惡化のために新しい投資面を農村に求めたことを忘れてはなるまい。その一例として岡山縣兒島郡F村農業會の計畫の農機具工場設置の例を見よう。設立しようとする農機具工場は近くの町工場の一つをF村へ移轉しようとするものである。この工場が戦時中軍の下請工場として、軍需工業華やかなりし頃に發展し水脹れしたものが戦後の經濟狀態の急變に何等かの解決策を得ようとして、農機具工場への轉換を自論んだものであるに違いない。町工場側に於いて機械類の現物出資五十萬圓餘、F村農業會側出資施設費五十萬圓餘という形であるが、その實際の比重は現物の評價からみて町工場がすつと大きいものと考えられる。しかもなお契約の中には、經營の主導權も處分權も農業會に與え勞働力も熟練工も町工場の方で連れて來るといふ農業會側にとつてはすこぶる好條件である。農村側が都市に對してイニシアチブを取るといふ條件に於いても、都市資本の農村指向がなお行われたということは、兒島郡が高度機械化地帯であるということも

因ではあるが、現在の都市工業の前途見透しの困難さ、現在の食糧事情の悪化という變則的經濟條件に基因する所大なるものがあると考えられる。このような形の農村工業が戦後農村工業の特質的なものであり、今後經濟狀態の正常化により如何に變化するか、このような農村工業が都市に復歸するか農村に止るか、問題は農村工業の將來の發展にあるものと考えられる。私が此の場合特に指摘したいことは、F村の異色の存在だつたF農場の一日處理能力五〇〇石という乾燥脱穀調整を一貫作業で行い得る米穀共同處理工場をつぶしてまでこの機械工場を建設しようとしていることである。會社經營であつたF農場のF村農民への土地配分が行われて後、もし農業生産に於ける協同化が行われるとしたら最初に必要とする筈の米穀處理工場を破壊してしまひ生産面への協同化は企てられず、資本的協同のみによつて可能な農村工業へ轉換しようとする動きは注目さるべきである。農業生産に於ける協同化が現在の日本農業にとつて困難であり、より安易な道として選ばれたものが農村工業であるという事實は、我國農村工業の將來にとつても農業の將來にとつても今のうちに批判檢討しておかねばならぬ重要問題であらう。

又このような都市資本家と農民との結合の場合に、農民側の比率が大である場合、即ち協同組合に於いて農村工業を営む場合において都市資本家がタツツしたがるという例が多い。このような場合にもこれが農業生産過程の協同化への道の促進に役立つものではなくかえつて生産協同化をなし得ないがためにこのような形で資本協同が見られるのである。一例を埼玉縣兒玉郡M村の澱粉工場設立計畫の例に見たい。

(註三九)

此の澱粉工場設立の動機はM村近邊の過剩甘藷の處理をいかにするかという問題とし、又供出した甘藷が他村の澱粉工場に於いて處理されているものを自村に於いて處理してその利益を得たいという競争意識から出發したものである。その設立發起人は甘藷生産者であり、M村農業協同組合の出来る場合その事業の一つとしてこの農村工業を採り

上げたいという氣持をもっている。但し現實に此の工場が設立されようとする場合に、實際經營者として都市企業家を参加せしめようとするこのM村の例では農民は原料供給者及び投資者としてであつて經營主體としての農民たらんとしていない點に注目しなければならないだろう。此の場合の協同組合組織は擬裝的なものではないかという疑さへ持たれるのであつて、發起人一同は此の地方の甘藷のヤミ賣りによつて一躍農村インフレの波に乗り得た人々であり、もはや昔の封建的農本精神の持主であつた農民ではなく、富農化への道、農業の資本の高度の有機構成化への努力を此の農村工業によつて目論む人々である。協同組合組織は營利を目的にするに非ずということはこれら富農にとつては「たわごと」に過ぎないのであつて、そのことは座談會の席上からの一人が「我々が澱粉工場を設立しようとする眞の目的は統制の強化と共に甘藷のやみ賣りが困難となり、そのはけ口を工場に求めるのであつて、もしそれによつて今までヤミ賣りによつて得られた利潤より少ない利益を受けるのでは農村工業の意義を認めない。」といつてゐるのを見てもはつきり分るのである。

もはやこのような農民にとつては農林省の考ふる農民救済策は「我々の知つたことではない」のであらう。このような事業に對して、中農以下の農民―小量のヤミ賣り甘藷を持つか、自家の食料さえ充分でない農民―が關心を持たずかえつて反感すら持つのは當然である。私の岡山縣の二、三の農村見學においても、小農の多い村では賣るべき原料もなく投資すべき貨幣もない農民の農村工業に對する關心のいかに低いかを見たのである。戦後の農村工業の根本的原因である農村インフレをさほど享受していない村においては昔の如く停滯的であり、農林省農村工業獎勵金といった促進剤がない限り農村工業の發展は望めないものであらう。逆に又農民の自主的動きとしての農村工業は、より強く都市資本と結合するか、より早く營利的企業主體に轉化するかによつて、それ自身の展開を示すのであらう。

産業組合が地主的性格として貧農層より遊離して存在し發展した場合の農村工業に比し、土地所有制度の解放により解放された農民による農業協同組合の農村工業がどれだけ貧農層に對し意義を持ち得るか。救わるべき農民、來るべき農業恐慌において最初に打撃をうくるであろう農民を結集して、その上に行わるべき協同組合の農村工業建設のプログラムは、國家財政の負擔能力からみても、實現不可能であらうし、今後の農業恐慌に於いて農村工業に對する貧農の迫るべき道は勞働力の賣渡し以外にないであらう。

しかし問題は、今までの農村工業が果し得なかつた所の農業の資本主義化への道にこの農村工業が契機となり得るや否やということ、特に封建的土地所有の除去によつてこの農村の資本主義化への阻害條件をなくしたとすれば、それ等農民の分解作用、階級分化の契機としての役割を、果して農村工業が持ち得るや否や、農村工業の新らしき意義をそこに見出すのではなからうか。

(註三四) 愛媛縣の例であるが別表(九)にみる如く人口の農村集中という傾向がみられる。

(註三五) 昭和二十二年三月「農村工業振興方策要綱」

第一方 針

狭隘なる國土を持つて尠大なる人口を扶養するためには、農工相協力し……。

四 農村經營との調整

農村の過剩人口を吸収し……。

(註三六) 同右 「農村工業振興方策要綱」方針中より。

(註三七) 同右 「農村工業振興方策要綱」

經營形態

協同經營を原則とするが事情により個人經營又は會計經營を認めること。……

(註三八) 農政局經營課の推定によれば農村工業的工場五人以上労働者を常備する工場が十萬近くあるであらうといつてゐる。現在全國的な農村工業調査票を配布する場合大體の見積りとして各縣の主任官より申告された數が九萬五千程度である。

(註三九) 東畑精一「農村工業化の經濟的條件」經濟往來九卷一號に

「農村工業化が農民の協同化の有力なる動機と訓練を供する點である。從來の流通生活に於ける團結より生産的協同に赴かせる時更に一步進めて農業自身の協同化を促進するであらう。」と希望をのべられている。

(註四〇) 昭和二十二年度農林省は農村工業獎勵策として基幹工場を各縣一ヶ所平均に定め一工場當り十萬圓程度の獎勵金を交付した。かかる獎勵金は技術的な獎勵策であり一工場十萬圓の獎勵金ではまだ充分とはいえない。

結 語

少ない事例によつて結論を出してしまう事はあまりにも獨斷的であるが、我國農村工業の基本的な問題として次のようなことが言えるのではなからうか。

我が國の農村工業が昭和十年以來發展して來たものは普通の小商品生産でもなく、又單なるマニユファクチュアの段階にある工業でもなく、技術構成に於いては完全な機械制工場（大工場生産）を目論むものであつた。當然そこには賃銀労働者を雇傭する。その賃銀労働者が農民であり土地に結びつけられたままでの労働力の賣り渡しであつて都市のプロレタリアとは相違してはいるが、日本工業の特質であり存立の條件でもあつた所の低賃銀を存続せしめ得た點は都市も農村も同じであつた。このような形態に於いての農村工業が、資本主義的經濟機構の中で他工業と混在してはその本質的な農民の生産協同組合的色彩を急激に失わざるを得なかつた。農業と工業とを分離しないままでの工業の發展という矛盾が資本主義機構の下では不可能であることを力説したい。

この本質的矛盾によつて農村工業が戦時經濟の下に急激に變貌して行つた事、その農家經濟救済策として、農村過剩人口消化策としての目的を喪失したことを説明した。

しかしこのような農村工業の發展は、それが地主的性格また信用組合的性格の産業組合が經營主體であつたためによる必然的過程であつたともいえるのである。しからば果して、土地改革後の日本農村に於いて、生産力増強のための方策として取られる農業協同組合が特に事業として一項目の農村工業という言葉を入れることによつて農村工業を重視しているのであるが、このような農村工業が産業組合の地主的色彩を拭い去つて、昔の如く農民より遠離することなく、新しい發展の道を取り得るかどうか。或一部に於いてみられるように農業協同組合が農業自體の生産面に於ける協同でなく單なる資本の協同、流通部面に於ける協同のみに終る時、依然農村工業は一部の富農化せる農民により支持される資本家的工業への發展であり、救わるべき貧農には利益する所のないものになるのではなからうか。

このように農村工業の本質を分析して來る場合當然與えられる疑問は「このような農村工業を獎勵し、促進する必要があるだろうか。」ということであらう。

しかしこのように農村工業の性格を明らかにして後、今後に與えられた農村工業の課題は、農民に對し農家經濟向上のために必要なものとしての農村工業ではなく、國民經濟の立場より、國土計畫的立場より必然的なものとして考えられるべき農村工業であらう。これが私に與えられた課題であり又此後の研究方向でもある。(研究員)

別表(一) 昭和十年度農林省農家經濟調査報告

				金額(A)	現金(B)	B/A	その他(C)	C/A
農 業 所 得 得 入 (俸給勞賃收入)	業 務 計 計	所 得 計 計	得 入 計 計	円 656.74	円 340.94	% 52.2	円 315.80	% 47.8
				136.06	127.37	93.7	8.69	6.3
				(10.66)	(110.66)		0	
				45.21	0	0	45.21	100.0
				838.01	468.31	55.9	369.70	44.1
家 農	家 計	家 計	費 利	705.22				
				132.79				

我國農村工業の基本問題

別表(二) 農林省奨励金交付農村工業、業種別工場数

業 種 別				昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度		
				工場數	%	工場數	%	工場數	%	
農畜水林雜金	產產產產產	物物物物物	加加加加加	工工工工工	137	40.5	170	47.5	226	53.5
					43	12.4	41	10.7	42	9.9
					18	5.3	19	5.3	18	4.3
					117	34.4	117	32.7	102	24.1
					22	6.5	11	3.8	35	8.2
屬機械加工	計				3	0.9	0	0.0	0	0.0
					340	100.0	358	100.0	423	100.0

○雑工品はセニ製品、壺表、プラン等であり金属機械加工は鋸前、水道カラン製造である。

○三ヶ年総計は464であり、一工場にて数種の加工を行なう場合一つとして計算されし故各年度の和は多く出て来る。

別表ロ、ハ、ニはそれぞれ農村工業所載産業第一「農村工業史」より集録せり。

別表(三) 農林省奨励金交付農村工業、経営規模別経営主體数

事 業 費			昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度	
			経営主體数	%	経営主體数	%	経営主體数	%
円 5,000未満 5,000以上 10,000未満 10,000 15,000	5,000未満 5,000以上 10,000未満 10,000 15,000	5,000未満 5,000以上 10,000未満 10,000 15,000	79	94.2	54	70.6	76	68.8
			62		21		21	
			37		14		13	
15,000 20,000 20,000 30,000 30,000 50,000	15,000 20,000 20,000 30,000 30,000 50,000	15,000 20,000 20,000 30,000 30,000 50,000	7	5.8	12	29.4	20	31.2
			2		15		17	
			1		7		10	
50,000以上 計	50,000以上 計	50,000以上 計	1	100.0	3	100.0	3	100.0
			189		126		160	

○経営主體は三ヶ年総計 345 であり各年度の主體数の和 475 との差 130 は設備拡充を行ないたる経営主體があることを示す。

別表(四) 農林省より交付された農村工業奨励金総額及び一工場當り交付額

	昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
農村工業奨励費	690,375	731,120	836,015	686,015	666,015
新設工場数(擴充数)	212	162(26)	201(86)	183(113)	184
一工場當り平均補助費	3,260	4,510	4,160	3,750	3,620
事業費	1,633,648	1,678,947	2,036,010	1,683,270	1,623,117
奨励費/事業費	42.3%	43.6%	41.1%	40.7%	41.0%

○昭和十四年度 農村工業奨励施設要覧、農政局

別表(五) 農林省奨励金交付農村工業經營主體別設置箇所数

經營主體別	昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度	
	箇所数	%	箇所数	%	箇所数	%
道府縣産業組合連合會	10	39.2	32	57.9	32	57.5
郡村	19		24		32	
町	13		9		14	
産業組合連合會	32	44.4	8	22.3	14	26.9
産業組合	84		28		43	
漁業協同組合	2		0		0	
森林組合	6	5.8	8	6.3	0	0
府縣山林會	3		0		0	
農事實行組合聯合會	4		5		1	
農事實行組合聯合會	3	10.6	3	13.5	5	15.6
農事實行組合聯合會	13		9		19	
農事實行組合聯合會	189		126		160	
計	189	100.0	126	100.0	160	100.0

別表(六) 神奈川縣足柄上郡柑橋加工組合損益計算表(昭和十年度)

(神奈川縣農業會山北工場)

總 益 金 の 部		總 損 金 の 部	
費 目	金 額	費 目	金 額
加販助そ	53,532.07	維持工費	4,024.74
賃	4,748.95	持工却損	47,570.30
工歩成の計	2,500.00	失補積立金	5,520.42
合	323.40	料金金	2,500.00
料金金他	61,109.42	費料金金	1,493.96
		計	61,109.42

我國農村工業の基本問題

別表(七) 神奈川県農業會山北工場昭和年21度經營概況

生 産 品					生産高(金額)	%	利 益 金	%
ミ ミ ミ 小 そ	カ	ン	總	詰	230,740.00	18.2	3,740.00	2.1
	カ	ン	ビ	詰	268,000.00	—	18,000.00	—
	カ	ン	果	計	72,000.00	—	17,000.00	—
	の	計	他		570,740.00	44.9	38,740.00	20.8
	の	計	他		699,900.00	55.1	147,550.00	79.2
計					1,270,640.00	100.0	186,290.00	100.0

パンフレット「神奈川県農業會山北工場事業計畫」より

別表(八) 山形縣西置賜郡小國本村に於る田畑價格比較

年	次	田(反當り最高價格)	畑(反當り價格)
昭 和	7 年 頃	150	60
昭 和	11 年 頃	280	70
昭 和	17 年 頃	400	100

農村工業第九卷第12號より。

別表(九) 愛媛縣農業人口と總人口との對比

	昭和16年 (A)	昭和21年 (B)	B/A
總 農 業 人 口 率	1,313,478	1,386,700	1.05
	644,183	776,437	1.21
	47%	56%	

○日銀調査時報、22年10月「愛媛縣農業の近況」より。

別表(十) 全國農業會農村工業實態調査業種別比較

				工 場 数	%	資 本 金	%	一工場當り 資 本 金
農 産 物 加 工 (精 産 米 加 工) 林 産 物 の 計 セ				7,428	88.5	225,653,453	79.5	30,400
				(6,264)	(74.6)	(102,522,031)	(36.2)	(16,600)
				681	8.1	39,033,025	13.9	57,200
				183	2.1	11,302,050	4.2	61,800
				96	1.3	6,287,388	2.4	65,100
				8,388	100.0	282,275,916	100.0	33,600